

広報 宮城県後期高齢者医療広域連合



第8号

平成22年10月

表紙／安波山からの内湾風景(気仙沼市)

主な内容

- 健康診査（健診）受診のすすめ
- 適正受診についてお願い
- 高額介護合算療養費制度について
- 新たな高齢者医療制度についての公聴会が開催されました
- 平成22年第2回定例会について
- 平成21年度決算について ほか

いつまでも、いきいきと、健康で暮らすために…

健康診査を受けましょう！

◎健診は、なぜ必要なのでしょう？

- ① 体の異常を早期に発見し、進行する前に対処する。
- ② 日常生活で改善すべき点、注意したい点を明らかにする。

生活機能の低下

日常生活上の障害

健診

早期発見
早期予防

今後の健診実施期間などは、お住まいの市区町村の広報を確認いただくか、窓口にお問い合わせください。

問 給付課

医療機関における適正受診についてお願い

現在、休日や夜間に、軽症の患者さんの救急医療への受診が増え、緊急性の高い重症の患者さんの治療に支障をきたしています。必要な方が安心して医療が受けられるように、医療機関の受診や薬局での薬の調剤の際には、以下のことに留意しましょう。

- ・ 休日や夜間に、救急医療機関を受診しようとする際には、平日の時間内に受診することができないか、もう一度考えてみましょう。
- ・ かかりつけの医師を持ち、気になることがあったら、まずは相談しましょう。
- ・ 同じ病気で複数の医療機関を受診することは、控えましょう。
- ・ 後発医薬品（ジェネリック医薬品）は、先発医薬品と同等の効能効果を持ち、費用も安くすむことがあります。医師、薬剤師に利用について相談しましょう。

※「ジェネリック医薬品希望カード」(次ページ下参照)は今年7月にお送りしている新しい被保険者証に同封してお送りしています。

高額介護合算療養費制度について

医療保険と介護保険の自己負担額の合計が著しく高額になる場合に、その負担を軽減する制度です。

平成22年7月31日現在後期高齢者医療制度に加入している方全員が、平成21年8月から平成22年7月までの1年間に支払った医療保険と介護保険の自己負担額を合計し、自己負担限度額（下表の金額）を超えた場合は、申請によりその超えた金額が高額介護合算療養費として支給されます。

該当する方には平成23年1月から2月にお知らせを送付します。お知らせが送付された場合にはお住まいの市区町村で手続きを行ってください。

次に該当する方は「お知らせ」が送付されませんので、年間の自己負担限度額（下表の金額）を超えと思われる場合は、市区町村窓口にご相談ください。

平成21年8月1日から平成22年7月31日までに下記に該当する方。

1. 新たに後期高齢者医療の被保険者となられた方。
2. 死亡された後期高齢者医療の被保険者がいる世帯の方。

○平成22年7月31日現在の住民票が同一世帯の場合でも、市町村等の国民健康保険、職場の健康保険は、それぞれの医療保険ごとで計算します。異なる医療保険との合計はできません。

○自己負担限度額は、医療機関等の窓口で支払った金額から、高額療養費等で戻った金額を差し引いた金額です。

○自己負担限度額には、食事代、差額ベッド代、その他保険適用外の支払額は含みません。

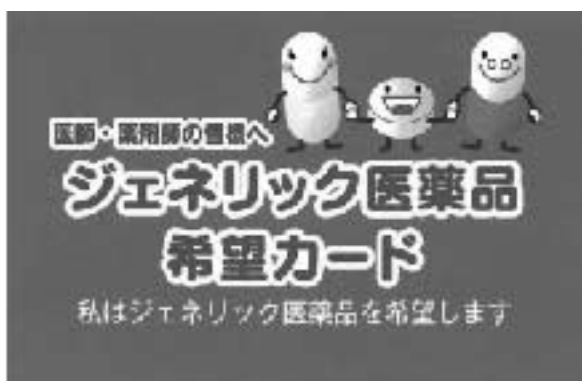
○自己負担限度額を超える額が500円未満の場合は支給されません。

○介護サービスを受けていない場合はこの制度に該当しません。

所得区分による自己負担限度額

保険証の割合	所得区分	自己負担限度額（後期高齢者医療+介護保険） （平成21年8月から平成22年7月までの自己負担額の合計）
3割	現役並み所得者	67万円
1割	一般	56万円
	低所得Ⅱ	31万円
	低所得Ⅰ	19万円

問 給付課



※すべての治療薬に後発品があるわけではなく、先発医薬品しかない場合もあります。

※有効成分が同じでも、先発医薬品と形や色、味などが異なる場合があります。

※今まで使っていた薬を変更するときには、薬剤師と相談して、まず1週間分などから処方できます。また、後で先発医薬品に戻すことができます。

「新たな高齢者医療制度についての公聴会」が開催されました

平成22年8月4日に、仙台市太白区文化センター(たいはっくる)楽楽楽(ららら)ホールで厚生労働省主催の「新たな高齢者医療制度についての公聴会」が開催されました。

現在「高齢者医療制度改革会議」(厚生労働大臣主宰)で検討されている制度改革の方向性及び新制度の中間取りまとめ案のポイントについて、改革会議座長の岩村正彦氏及び厚生労働省保険局高齢者医療課長の吉岡てつを氏から、①1,400万人の後期高齢者医療制度の被保険者について、およそ1,200万人が国民健康保険に加入し、サラリーマンの方や被扶養者の方およそ200万人が被用者保険に加入する②国民健康保険の75歳以上の会計については、都道府県単位で運営する③医療費の1割を高齢者が負担する保険料で賄う仕組みを維持する一などの改革案が説明されました。公聴会は仙台市を含む全国6箇所で行われ、新制度は年末の高齢者医療制度改革会議での最終取りまとめ、来年の法案成立を経て、平成25年4月から施行されるという予定が国から示されています。

高齢者医療制度改革会議の内容(資料・会議録等)は、厚生労働省のホームページでもご覧になることができます。



厚生労働省 後期高齢者医療制度のページ

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/shakaihosho/iryouseido01/info02d.html>

問 企画財政課

臓器提供意思表示シールの配布について

改正臓器移植法が本年7月から実施されたことに伴い、臓器提供意思表示用のシール付きリーフレットを作成しました。このシールは、医療保険の被保険者証等の裏面に貼り意思表示するためのものです。リーフレットは市区町村の後期高齢者医療担当課の窓口で配布しております。

臓器移植についての詳細は、下記ホームページでご覧になることができます。

厚生労働省 臓器移植関連情報のページ

http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/zouki_ishoku/index.html

社団法人 日本臓器移植ネットワーク

<http://www.jotnw.or.jp/index.html>

問 保険料課

定例会が開催されました

平成22年8月11日に、平成22年第2回宮城県後期高齢者医療広域連合議会定例会が開催されました。会期は1日間で、広域連合長から7件の議案が提出され、質疑・討論が行われました。

審議の結果、今定例会に提出された議案は、全て原案どおり可決・承認・認定されました。

そのほか、一般質問については、3名の議員が行いました。

次回の議会は、平成23年2月に開催される予定です。

広域連合議会議員名簿

市町村名	議員名	市町村名	議員名
仙台市	大泉鉄之助	川崎町	石野博之
石巻市	阿部政昭	丸森町	佐藤仁一郎
塩竈市	菊地進	亘理町	鞠子幸則
気仙沼市	秋山善治郎	山元町	後藤正幸
白石市	沼倉啓介	松島町	緑山市朗
名取市	山田龍太郎	七ヶ浜町	歌川渡
角田市	本田敏昭	利府町	及川智善
多賀城市	米澤まき子	大和町	上田早夫
岩沼市	櫻井隆	大郷町	武藤淳一
登米市	田口政信	富谷町	佐藤克彦
栗原市	濁沼一孝	大衡村	佐々木金彌
東松島市	佐藤筐子	色麻町	遠藤武夫
大崎市	木村和彦	加美町	近藤義次
蔵王町	松崎良一	涌谷町	遠藤积雄
七ヶ宿町	武藏重幸	美里町	菅井洋治
大河原町	安藤征夫	女川町	阿部繁
村田町	上田万作一	南三陸町	佐藤宣明
柴田町	水戸義裕		

(平成22年8月11日現在・議席順・敬称略)

平成22年第2回宮城県後期高齢者医療広域連合議会定例会 議決結果

第10号	専決処分の承認を求めることについて(平成21年度宮城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第4号))	承認
第11号	職員の給与に関する条例	原案可決
第12号	職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
第13号	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
第14号	平成21年度宮城県後期高齢者医療広域連合一般会計決算及び後期高齢者医療特別会計決算の認定について	認定
第15号	平成22年度宮城県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第1号)	原案可決
第16号	平成22年度宮城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)	原案可決

平成21年度一般会計

【歳入】

(単位：円)

歳入科目	決算額	主な内容等
分担金及び負担金	285,953,000	市町村負担金
繰越金	27,062,923	前年度繰越金
諸収入	2,857,260	預金利子等
財産収入	215,616	財産運用収入
繰入金	20,995,100	基金・特別会計繰入金
合計	526,039,799	

【歳出】

(単位：円)

歳出科目	決算額	主な内容等
議会費	2,329,710	議員報酬、議会の運営経費等
総務費	494,314,038	職員人件費負担金、広域連合システム経費等
合計	496,643,748	

歳入総額 526,039,799円

歳出総額 496,643,748円

差引額 29,396,051円

○差引額は平成22年度一般会計に繰り越されました。

平成22年度補正予算について

一般会計は、歳入で、前年度からの繰越金2939万5000円を増額し、財政調整基金からの繰入金9000万円の減額をしました。

歳出では、財政調整基金への積立金5622万4000円を増額、特別会計繰出金（共通事務経費分）について1億1682万9000円を減額し、予算の総額は、8億2227万4000円となりました。

後期高齢者医療特別会計は、歳入で、平成22年度の保険料軽減措置額について、後期高齢者医療臨時特例基金からの繰入金を15億823万8000円増額し、同額を市町村負担金（保険料負担金）から減額しました。また、平成21年度の療養給付費負担金などの精算に伴う償還金に充当するため、後期高齢者医療給付費準備基金からの繰入金として49億2100万円、前年度からの繰越金60億3650万6000円をそれぞれ増額し、一般会計からの繰入金1億1682万9000円を減額しました。

歳出では、後期高齢者医療給付費準備基金への積立金59億1967万7000円、平成21年度の療養給付費等の事業費の精算により生じた償還金49億2100万円を増額し、予算の総額は2184億6565万9000円となりました。

連合平成21年度決算報告

平成21年度特別会計

【歳入】

(単位：円)

歳入科目	決算額	主な内容等
市町村支出金	33,075,578,153	事務費負担金、療養給付費負担金、保険料等負担金
国庫支出金	67,174,495,693	療養給付費負担金、調整交付金、高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金等
県支出金	15,736,741,325	療養給付費負担金、高額医療費負担金
支払基金交付金	81,219,053,000	若年世代からの支援金
特別高額医療費共同事業交付金	18,830,135	国保中央会が運営主体となる特別高額医療費共同事業への交付金
財産収入	1,358,019	後期高齢者医療制度臨時特例基金利子
繰入金	5,632,484,278	後期高齢者医療制度臨時特例基金繰入金
諸収入等	5,940,217,936	延滞金、預金利子、第三者納付金、繰越金等
合計	208,798,758,539	

【歳出】

(単位：円)

歳出科目	決算額	主な内容等
総務費	548,725,438	電算処理業務委託料、医療費通知経費、広報周知経費等
保険給付費	189,888,227,214	療養給付費、訪問看護療養費、審査支払手数料、高額療養費、葬祭費等
財政安定化基金拠出金	296,906,000	県の設置する財政安定化基金への拠出金
特別高額医療費共同事業拠出金	29,756,924	国保中央会が運営主体となる特別高額医療費共同事業への拠出金
保健事業費	271,295,045	健康診査業務委託料
基金積立金	7,401,603,407	後期高齢者医療制度臨時特例基金への積立金
諸支出金	4,325,737,434	療養給付費の償還金
合計	202,762,251,462	

歳入総額	208,798,758,539円
歳出総額	202,762,251,462円
差引額	6,036,507,077円

- 差引額は平成22年度特別会計に繰り越されました。
- 繰越額のうち、約49億円は、平成22年度特別会計において、国・県・市町村等に対する償還金に充てられます。

問 企画財政課

保険証のだまし取り・振り込め詐欺・不審な訪問・電話等には十分ご注意ください

他県において、広域連合職員または市町村職員を装って自宅を訪問し、「保険証を見せてほしい。」「保険証の更新時期なので、古い保険証を回収しに来た。」などの理由をつけた保険証のだまし取りや「還付金があるので口座を教えて欲しい。」「近くのコンビニで機械を操作してほしい。」などの不審電話が発生しています。

下記の点をご確認いただき、保険証のだまし取りや振り込め詐欺には十分ご注意ください。

- 後期高齢者医療制度の保険証の更新は、原則として8月に行います。
- 広域連合・市町村では還付金等の受け取りのために、銀行やコンビニエンスストアに設置してある現金自動預け払い機（ATM）の操作を求めることはありません。
- 不審な訪問者や電話があった場合は、その場で保険証を渡したり、機械の操作をせずに、広域連合やお住まいの市区町村の後期高齢者医療制度担当課（下記参照）にお問い合わせください。

問 保険料課

保険料は期限内に納めましょう

～保険料は大切な財源です～

保険料を滞納したとき

特別な理由がなく保険料を滞納した場合は、通常の保険証より有効期間の短い保険証（短期被保険者証）が発行されます。

保険料は納期内にきちんと納めるようにしましょう。

納付書で納めている方には口座振替をお勧めします。納め忘れがなくて安心です。

保険料の納付が困難場合はご相談ください

次のような理由により、保険料の納付が難しい方で一定の要件に当てはまる場合には保険料の減免が受けられます。

- 災害により、住宅及び家財に著しい損害を受けたこと
- 世帯主の死亡や失業等により、収入が著しく減少すること

このような方は、お早めにお住まいの市区町村の窓口へご相談ください。

また、このような理由に該当しない方でも、相談により、保険料を分割にできる場合があります。

問 保険料課

《市区町村お問い合わせ先》

仙台市	保険年金課	022-214-8173
青葉区役所	保険年金課	(代)022-225-7211
宮城野区役所	保険年金課	(代)022-291-2111
若林区役所	保険年金課	(代)022-282-1111
太白区役所	保険年金課	(代)022-247-1111
泉区役所	保険年金課	(代)022-372-3111
石巻市	保険年金課	(代)0225-95-1111
塩竈市	保険年金課	(代)022-364-1111
気仙沼市	保険課	(代)0226-22-6600
白石市	健康推進課	0224-22-1362
名取市	保険年金課	(代)022-384-2111
角田市	保険年金課	0224-63-2117
多賀城市	国保年金課	(代)022-368-1141
岩沼市	健康増進課	(代)0223-22-1111
登米市	国保年金課	0220-58-2166
栗原市	健康推進課	0228-22-0370
東松島市	市民課	(代)0225-82-1111
大崎市	保険給付課	0229-23-6051
蔵王町	町民税務課	0224-33-3001
七ヶ宿町	保健福祉課	0224-37-2114
大河原町	町民生活課	0224-53-2114
村田町	町民生活課	0224-83-6401
柴田町	健康推進課	0224-55-2114
川崎町	保健福祉課	0224-84-6008
丸森町	保健福祉課	0224-72-3014
亘理町	保健福祉課	0223-34-0501
山元町	保健福祉課	0223-37-1113
松島町	町民福祉課	022-354-5705
七ヶ浜町	町民課	022-357-7446
利府町	生活環境課	022-767-2118
大和町	町民課	022-345-1117
大郷町	町民課	022-359-5504
富谷町	長寿福祉課	022-358-0513
大衡村	住民税務課	(代)022-345-5111
色麻町	福祉課	0229-66-1700
加美町	保健福祉課	0229-63-7872
涌谷町	町民税務課	0229-43-2113
美里町	町民生活課	0229-33-2114
女川町	町民課	(代)0225-54-3131
南三陸町	町民税務課	0226-46-1373

《お問い合わせ先》

宮城県後期高齢者医療広域連合事務局

〒980-0011

宮城県仙台市青葉区上杉一丁目2-3

総務課

(議会事務局、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局)

企画財政課、会計課

TEL 022-266-1026

電算課、保険料課、給付課

TEL 022-266-1021

FAX 022-266-1031

URL : <http://www.miyagi-kouiki.jp>